

令和2年4月26日

町民各位

新型コロナウイルス対策本部長
草津町長 黒岩信忠

草津町の新型コロナウイルス感染症対策の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の対応に最前線で従事されている医療従事者並びにその関係者の方々に対して、敬意と感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者数は、世界規模で広がりを見せ、国内においても日本政府が緊急事態宣言を発令し、これを受けた群馬県では、緊急事態措置が実施されているところであります。

大型連休を間近に控えたなかでの外出自粛や営業制限など、感染防止策に伴う様々な要請は、サービス業を中心とした草津町や地域経済にとって大変厳しいものであり、今後もこの状況が続くことを懸念しております。

しかしながら、草津町の舵取りを任されている町長として「町民の生命や財産、雇用、事業などの継続をできる限り守っていきたい。」という強い思いのもと、この難局に立ち向かい、何としても乗り越えなければならないと考えております。

それ故に「行政、議会、業界、町民」が一丸となり、温泉街に再び賑わいを取り戻すためにも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、草津町がこれまで実施してきた取組みや今後の対策などについて、下記によりお知らせいたします。

— 記 —

①【これから草津町が実施する経済対策等（緊急経済対策）】

■町民一人あたり1万円を支援金として給付します。（町民経済支援関係）

経済対策支援金として、一人あたり1万円を給付します。

支給方法は、国が行う支援金に加えて給付します。

■町内事業者への給付制度の創設について（法人・個人事業主関係）

新型コロナウイルス感染拡大による影響により、売り上げが前年同期に比べ3割以上減少した事業主（法人、個人）に対して、1事業主あたり10万円を給付します。

■給食代替保護者支援・保育料支援事業について（ベルツこども園関係）

給食が提供できない登園自粛の期間、保護者の負担を考慮し、給食代替保護者支援事

業として1日500円の助成金の支給を行います。

また、3歳未満児の保育料について登園の自粛をいただいた日数分を助成金として支給します。

■教材費保護者負担支援事業（小中学校関係）

休校措置を要請している期間中のワークブックや教材ドリルなどの購入費を町が負担します。（4月分まで遡ります。）

■配食事業の新設について（ひとり暮らし高齢者・重度視覚障がい者関係）

草津町住民基本台帳に登録されている70歳以上のひとり暮らし高齢者や重度視覚障がい者で配食事業を希望される方にお弁当（昼食）をご自宅まで無償配布します。

②【国が今後行う対策について】（令和2年4月22日現在）

●子育て世帯への臨時特別給付金（現在国が検討している。）

児童手当を支給する世帯に対して1万円が上乘せされて支給される予定。

●住民基本台帳に従い、一人あたり10万円を国が給付するための準備を進めている。

対象者は、国内に住む日本人と3か月を超える在留資格などを持ち、住民票を届け出ている外国人となる見込みです。（支給開始日は未定）

③【町民を守るために草津町が既に実施している経済対策等】

■新型コロナウイルス対策本部準備室の設置について

令和2年1月31日（金）、対策準備室を設置しました。

■新型コロナウイルス対策本部の設置について

令和2年2月17日（月）、対策本部を設置しました。

■マスクの無料配布について

令和2年3月12日（木）、国内のマスク不足を受けて、町が備蓄していたマスクを各地区の区長を通じて、一世帯10枚のマスクを配布しました。（各区を通じて受け取れなかった方々については、役場総務課（3F）にて配布を行っております。）

■吾妻郡医師会へのマスクの寄付について

令和2年3月17日（火）、吾妻郡医師会へ町が備蓄しているマスク4,000枚を寄付しました。

■セーフティーネット関連融資の保証料補助制度の創設について

令和2年3月18日（水）、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、売り上げが減少することが予想されるため、金融機関から融資を受ける際の信用保証協会への保証料の全額補助制度を創設しました。（令和2年9月まで）

■町税の猶予について

令和2年3月18日（水）、新型コロナウイルスの国内感染が拡大傾向であり、外出自粛要請地域が広がる中で、草津町の地域経済の状況も悪化することが予想されること

から、令和2年度の町税、使用料（水道、下水道、温泉、温水）関係について、徴収の猶予（担保なし、延滞金免除）の措置を決定しました。

■雇用調整助成金等に関する無料相談会について

令和2年4月20日（月）、雇用調整助成金等に関する無料相談会のお知らせを、新聞折り込みにて行い、4月27日（月）と5月1日（金）の2回実施します。

④【子供たちを守るために草津町が既に実施している対策等】

■小中学校の休校について

令和2年2月28日（金）、県外の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、町立の小中学校を休校にしました。その後、新年度の学校再開に向けて準備を進めていましたが、国内の感染状況を踏まえ、子供たちの命を守ることを最優先し、県内ではいち早く休校の判断を行い、5月31日までの臨時休校の継続を決定しました。

■小中学校給食代替保護者支援事業・児童室について

◎学校給食に関しては、全額公費負担を行っておりますが、この臨時休校の対応として、家庭内での養育が必要となることから、保護者の負担軽減措置として、「給食代替保護者支援事業」を実施しました。これは、子供ひとり・一日あたり500円の給食費を休校している期間中、保護者の養育支援として支給しました。

（第1回）対象児童生徒総数・小中学校全体（335名、総額2,773,000円）

（第2回）対象児童生徒総数・小中学校全体（322名、総額2,880,000円）

保護者の方々からは感謝の声も寄せられました。

◎共働きなどの保護者を支援するため、学童保育施設（児童室）は開設し、児童のおやつ代1,000円を町が負担。その後、国内、県内の感染状況を踏まえ、4月13日からの通所について、自粛協力を依頼させていただいた上で運営を継続しております。

■教育施設の休館等

令和2年3月11日（水）、学校以外の教育施設等の取り扱いについては、感染防止のため、温泉図書館、公民館、体育施設を閉鎖しました。また、各種スポーツ大会やスポーツイベント等についても中止しております。なお、東京オリンピック聖火リレーについては、オリンピックが延期されたことから、中止となっております。

■就学費補助事業

令和2年4月22日（水）、草津中学校を卒業し、就学する高校生を対象に就学費補助事業を毎年実施していますが、保護者の負担軽減を目的に補助金の支給日を早めて、実施しています。

■ベルツこども園について

◎令和2年2月27日（木）、保護者に対し、登園前の体温測定と健康観察を実施していただくよう依頼し、こども園の職員も同様に体温チェックを行っております。

◎令和2年3月7日（土）、群馬県内において初の感染者が発生したことから、保育士、幼

稚園教諭等に外出自粛等を要請し、行動履歴の記録を行っております。

■**登園自粛要請について**

令和2年4月7日(火)、政府から、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が発令されたことから、ベルツこども園の登園自粛依頼を保護者へお願いしました。(期間は、4月13日から5月6日の間です。)

⑤【**草津町議会が行っている対策等**】

令和2年3月10日(火)、従来、白根山噴火に対する町経済の影響に対応するため所管してきた火山対策特別委員会について、新型コロナウイルス感染症の流行性疾病への対応を加えることから、「災害・経済対策特別委員会」に名称と所管事務の変更を行いました。

【**うつさない、うつらないためのお願い**】

新型コロナウイルス感染症は、一般的に飛沫感染や接触感染で感染すると言われ、閉鎖した空間の中で、近距離で多くの方と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

※**「3密」は絶対に避けてください。**

- 1、密閉した空間（換気の悪い密閉空間）
- 2、密集した場所（多くの方が密集している場所）
- 3、密接した場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場所）

こうした3つの条件が同時に重なる場所では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。そして、部屋はこまめに換気しましょう。また、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることは避けてください。

【**新型コロナウイルス感染症コールセンターについて**】

●相談先 新型コロナウイルス感染症コールセンター

【午前9時～午後9時】電話0570-082-820

※ファックスでの相談は、県庁保健予防課（027-223-7950）で受け付けています。

※感染が疑われる場合は勧められた医療機関を受診してください。

●発熱等で医療機関にかかりたいときの注意事項

- ①事前に医療機関に連絡をしてから受診してください。
- ②受診時にはマスクを着用する他、手洗いやせきエチケットを守ってください。

<お問い合わせ先>

新型コロナウイルス対策本部

草津町役場愛町部 総務課 TEL 0279-88-0001

健康推進課 TEL 0279-88-5797